

平成 20 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合市町村長会（第 1 回）
会議概要

もくじ

1	日時	・・・P1
2	場所	・・・P1
3	出席者	・・・P1
4	事務局	・・・P1
5	会議内容	
○	あいさつ（竹内 功 広域連合長）	・・・P2
○	制度開始から現在までの状況	
	説明	・・・P3
	質疑等	・・・P4
○	保険料の減免取扱基準について	
	説明	・・・P6
	質疑等	・・・P7
○	一部負担金の減免取扱基準について	
	説明	・・・P8
	質疑等	・・・P9
○	保険料の滞納取扱基準について	
	説明	・・・P10
	質疑等	・・・P10
○	健診に係る市町村負担金について（国庫補助との関係）	
	説明	・・・P12
	質疑等	・・・P12
○	職員派遣について	
	説明	・・・P13
	質疑等	・・・P13
○	その他	・・・P14

1 日時

平成20年4月30日(水) 午前10時～正午

2 場所

湯梨浜町中央公民館 第1、2会議室
(湯梨浜町大字龍島505番地)

3 出席者

市町村名	職名	氏名	備考
鳥取市	市長	竹内 功	広域連合長
米子市	市民人権部次長 兼保険年金課長	星野 好子	(代理)
倉吉市	市長	長谷川 稔	
境港市	副市長	安部 和海	(代理)
岩美町	副町長	西垣 英彦	副広域連合長 (代理)
若桜町	町長	小林 昌司	
智頭町	町長	織田 洋	
八頭町	町長	平木 誠	
三朝町	町長	吉田 秀光	
湯梨浜町	町長	宮脇 正道	
琴浦町	町長	田中 満雄	
北栄町	町長	松本 昭夫	
日吉津村	村長	石 操	
大山町	町長	山口 隆之	
南部町	町長	坂本 昭文	
伯耆町	副町長	岡田 賢治	(代理)
日南町	町長	矢田 治美	
日野町	町長	景山 享弘	
江府町	町長	竹内 敏明	

4 事務局

課名	係名	職名	氏名
		事務局長	西山 秀雄
総務課	総務係	課長	田中 弘之
		係長	香川 佐織
		主事	三谷 浩仁
業務課		課長	宮脇 収
		課長補佐	大角 正道

5 会議内容

○ あいさつ（竹内 功 広域連合長）

- ・ 本日はいくつかの協議事項と最近の状況報告を予定している。
- ・ この4月から制度が始まり、広域連合も本格的に活動しているが、いろいろなトラブルが発生している。保険証の未着や年金からのいわゆる天引きについての苦情が多く、その通知にも誤りがあるなど問題点も多く出ている。
- ・ 医療制度であるので、75歳以上の対象者が負担するということは必要であるが、制度の変わり目でいろいろ配慮しなければならない点もあり、個人が負担としながら、世帯全体の所得で考えるとといった点もあり、なかなかご理解をいただきにくい。一方では十分に説明することも必要であるが、他方ではよりわかりやすい筋の通った制度に変えていく必要がある。
- ・ この制度は、決して後期高齢者の方のみに負担を求めるものではなく、国、県、市町村も負担をし、他の保険制度からの拠出もあり、高齢者の方に重い負担をかけようとする制度ではないが、制度設計の仕組みも理解していただきながら、今後に向けて、今後安定した運用ができるように、県下19市町村あげての取組み、あるいは健診事業などの県への要望すべき点、または制度的な問題について国に対して改善を求めるなどといった取組みを続けながら制度の定着をはかっていくことを続ける必要がある。
- ・ 大変各市町村でご苦勞が多いとは思いますが、横の連携を取りながら、広域連合としてまとめ役をつとめたい。

○ 制度開始から現在までの状況

《説明》

- ・ 制度開始早々、十分な周知ができていなかった事、あるいはいろいろな不手際があった事について、県民のみなさまにご迷惑をおかけしたことについて、広域連合も深く反省している。

(現状)

- ・ 被保険者数(4月3日現在) 82,137人(うち障害認定者数 3,168人)
- ・ 4月の特別徴収対象者 59,572人(約72%) (社会保険の被扶養者等は10月から。)
⇒ 最終的には9割近い方が特別徴収の対象者となる予定。
- ・ 医療費等は6月から支払う予定で、今現在、広域連合の会計関係の主な業務は葬祭費の支給を4月から行っている。
- ・ 事務局の体制は、平成19年度と同じ15名で行っている。
- ・ 6月から2名の嘱託職員を採用する予定で、4月に試験を実施した。

(トラブル等の状況)

- ・ 被保険者証の未着状況
当初 568件 → 4月28日現在 117件
(連絡がとれない方や連絡済だが取りに来ていただけない方のものが残っている。)
⇒ なるべく早くお渡しできるよう市町村にもご協力をお願いしているところ。
- ・ 後期高齢者医療保険料特別徴収の誤り(4月は国保加入者のみ)
 - ・ 平成20年1月～3月に75歳になられた方について、国保加入者以外からも特別徴収 35件 249,900円
⇒ お詫びの文書を持参又は送付し6、8月の特別徴収の中止依頼をするとともに、保険料の還付の手続を行った
 - ・ 国保の擬制世帯主の方から特別徴収 111件 1,062,000円
⇒ お詫び文書を持参し、6月、8月の特別徴収の中止依頼をするとともに、保険料の同額を手渡しした。
- ・ 審査請求の状況 計3件
 - ・ 4月に支給される年金は、2、3月分が支給されるのに、そこから平成20年度の保険料を先取りするのは納得いかない。 2件
 - ・ 前年の所得をもとに保険料を算定するのに、仮徴収については平成18年中の所得に基づいて算定されているのでそれをなおしてもらいたい。 1件

(広域連合・市町村に寄せられた主な住民の声)

- ・ 制度自体への不満
なぜ75歳以上の人の医療保険制度をつくるのか、イジメの制度ではないか、名称が悪い、など
- ・ 保険料徴収への不満
少ない年金からの保険料天引きへの不満、保険料が上がる方からの不満 など
- ・ 診療報酬への不満
診療報酬体系が差別的 など
- ・ その他
制度自体が複雑で理解するのが難しい など

(今後の対応について)

- ・ トラブル等について
 - ・ こういったミスが起らないように、市町村と連携しながら、チェック体制をとっていききたい。また、起きた場合の体制や連携づくりも必要。
- ・ 住民の声を受けて
 - ・ これまで市町村にもご協力いただきながら、出前説明会等をしてきたが、まだ不十分。
 - ・ 引き続き、市町村においても機会を捉えて周知等をお願いしたい。
 - ・ 広域連合としても新聞等を利用した広報についても検討していく。
- ・ 制度に対する不満の声等を踏まえながら、また市町村のほうのご意見等も踏まえながら、必要な制度改正なり要望なりをやっていききたいので、みなさんのご意見をうかがせていただきたい。

《質疑等》

- ・ 事務局の報告において違和感があったのが名称について国から長寿医療制度に改めるように通知があったと思う。言葉によっては受け取り方も違うし、きっちりしておかないと2つの制度があるようにとられてしまう。
- ⇒
 - ・ 今後の広報等については、長寿医療制度（後期高齢者医療）という形にしていく。
 - ・ 法律としては後期高齢者医療なので、保険証などはその名称を使う。ただし、広報等の場合は、前述の方法で対応する。
- ・ 年金から徴収させていただく手法を特別徴収だと認識しているが、なぜ事務局は天引きという言葉を使うのか？
- ⇒
 - ・ 今後、注意する。
 - ・ 不服審査会についての設置が遅れている点についての説明がなかった。明確に説明してほしい。
- ⇒
 - ・ 審査会は県が設置するもの。
 - ・ 事務局としては人選が遅れていることは聞いていた。ただし、人選もまとまり、連休明けには設置され、早々に審査すると聞いている。
- ・ 国は制度をつくりながら、明確な方針を示していない。そのために住民の方に説明が不十分になっている。国は総論をいうが、住民の方は各論を必要としている。市町村は、はっきりわからないなか住民の方に説明をしなければならぬために、考えられないようなトラブルが多く起っている。このことについて広域連合として国に現在の混乱の状況も含めて物申してもらいたい。また、もっときめ細やかな対応についてや軽減策について、国に対して制度改正の要望をしていただきたい。
- ⇒
 - ・ 改善すべき点なども見えてきたので、現在の状況なりと併せて、近い時期に厚生労働省へ行ってしかるべき人に話をしたいと考えている。
 - ・ 事務局とも協議して内容を整理して働きかけをしたいと考えている。
- ・ かかりつけ医の制度は悪いとは考えていない。日本医師会としては賛成している。この制度は強制ではないし、高齢者の方に害を及ぼすような制度ではないと思う。広域連合としても医師会に協力要請する必要があると考える。
- ⇒
 - ・ 県の医師会長に広域連合長と事務局長とで話をしてきた。西部医師会の件も話をしてきたが、基本的には理解しており、後期高齢者医療制度については国の負担をもっと増やすべきという意見もいただいたりしたが、広域連合長と県医師会の方向は同じであると考えている。
 - ・ 今後の保険料の見直しなどについては具体的にはどのような方法で行っていくか？
- ⇒
 - ・ 県への働きかけ等については適宜お知らせ等しながら行っていききたい。

- ・ 保険料については2年ごとに見直していく事になる。保険料が確定するときに各論としてみなさまにお知らせしていく必要がある。
 - ・ 現在の特別徴収は、国保だった方のみで今回の大きな変化は、被用者保険の方が保険料を納めるのは10月からで、これらの方に保険料を設定するという事。国からこのように変わりますということ、現在の鳥取県の状況を出していくということでご理解をいただくということがきわめて大事になっていくと考える。これまでは世帯単位で設定されていた保険料が個人ごとに設置されるということ、これを国に説明いただくということがきわめて大事になってくる。
- ⇒
- ・ 国、県、市町村、広域連合がそれぞれの立場でわかりやすく説明していかなければならない時期であると思う。
 - ・ この制度はなくてはならない制度であるので、悪いところは改めて合理的でみんなが理解でき、信頼される制度にしていかなければならない。
 - ・ 今後は少子高齢化の社会でもあるし、先を見通した意見を言う必要もあると思うが、当面は制度開始1ヶ月の状況をふまえて、国に言っていきたいと思う。
 - ・ 広域連合議会にお話したことでもあるが、健診事業に対する県の負担について健診が義務的なものではないので負担しないという意見が強くあるが、今後も状況をみながら検討していただくことになっているが、引き続き今後の課題と考えている。中国地方では岡山県が実施していることなどを踏まえて県にお願いしていきたい。

○ 保険料の減免取扱基準について

《説明》

- ・ 参考資料に確保法及び広域連合の条例に基づき 3 月に制定した要綱を掲載。19 市町村が統一した事務を行えるように取り決めをした。
- ・ 災害等の減免事由に該当となり、かつ資産等の活用を図っても納付が困難な場合に限り、減免の適用になる。
- ・ 確保法第 89 条の刑事施設等に拘禁された被保険者については上記にかかわらず申請により減免の対象となる。
- ・ 低所得者軽減（均等割額 7・5・2 割軽減）や被保険者軽減（均等割額 5 割軽減）の対象となっている被保険者も、減免事由に該当すれば適用となる。

(減免（徴収猶予）の適用)

- ・ 被保険者やその被保険者の属する世帯の生計維持者が、条例に基づく事由に該当することとなったときに適用する。
 - ・ 生計維持者とは
 - ① 税法上、被保険者を扶養控除の対象としている方
 - ② 上記①に該当する方がなければ、世帯の中で最も所得の多い方
 - (1) 災害等による減免（条例第 19 条第 1 項第 1 号）
 - 居住している家屋や家財が 40%以上損失した場合、減免の該当
 - ・ 損失割合が 40～60%の場合 所得割、均等割額を半額減免
 - ・ 〃 が 60%以上の場合 〃 を全額減免
 - (2) 死亡等による減免（条例第 19 条第 1 項第 2 号）
 - ・ 被保険者の世帯の生計維持者が死亡したこと又は心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより、収入が前年と比較して 50%以上減少することが見込まれる場合減免の該当となる。
 - ・ 所得割額を全額減免する。
 - ・ ただし、結果として収入状況の減少が 50%に満たない場合、適用を取り消し、本来の保険料を納付してもらう。
 - (3) 事業の休廃止、失業等による減免（条例第 19 条第 1 項第 3 号）
 - ・ 事業等の休廃止や著しい損失、自己都合及び定年退職によるものを除く失業により、収入が前年と比較して 50%以上減少することが見込まれる場合、減免の該当。
 - ・ 所得割額を半額減免する。
 - (4) 農作物の不作等による減免（条例第 19 条第 1 項第 4 号）
 - ・ 干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により収入が前年として比較して 50%以上減少することが見込まれる場合、減免の該当
 - ・ 所得割額を半額減免する。
 - (5) (1)～(4)に類する事由による減免（条例第 19 条第 1 項第 5 号）
 - ・ 上記の (1)～(4)に類する事由があると認められた場合も減免の該当
 - ・ 所得割額を半額減免する。
 - (6) 確保法第 89 条による給付制限の対象の対象となったことによる減免（条例第 19 条第 1 項第 6 号）
 - ・ 刑事施設等に拘禁されたことにより、給付制限を受けた被保険者は、申請により減免の該当
 - ・ 所得割額、均等割額を全額減免する。
- (減免（徴収猶予）の対象範囲)

- ・ 事由が発生した当該年度分のうち、既に納付されている保険料を除き、申請日以降に納期限が到来するものが対象
- ・ やむをえない理由により条例に定める期限までに申請ができないと認められるときは、事由発生日以降に納期限が到来するものを対象とする。
- ・ 年度を越えた申請はできない。

(減免事由が複数となる場合)

- ・ 減免事由が2つ以上に該当する場合は、減免額が最大となる事由を適用

NO	項目	事由	減免割合
1	災害等による減免 (条例第19条第1項第1号)	災害により資産等の60%以上を損失したと認められる場合	所得割額・均等割額とも 全額減免
		災害により資産等の40%以上を損失したと認められる場合	所得割額・均等割額とも 半額減免
2	死亡等による減免 (条例第19条第1項第2号)	当該年度において、所得見込が前年と比較し50%以上減少している場合	所得割額を 全額減免
3	事業の休廃止、失業等による減免 (条例第19条第1項第3号)	当該年度において、所得見込が前年と比較し50%以上減少している場合	所得割額を 半額減免
4	農作物の不作等による減免 (条例第19条第1項第4号)	当該年度において、所得見込が前年と比較し50%以上減少している場合	所得割額を 半額減免
5	(1)～(4)に類する事由による減免 (条例第19条第1項第5号)	(1)～(4)に類する事由	所得割額を 半額減免
6	確保法第89条による給付制限の対象となったことによる減免 (条例第19条第1項第6号)	確保法第89条による給付制限	所得割額・均等割額とも 全額減免

《質疑等》

- ・ 国に対して意見を上げていただきたいことですが、老人保健の場合は滞納があった場合でも保険証を発行しないことはなかったが、この制度ではありうる。ただし、特別徴収というものもありますし、国保の場合がそうであるように必ず被保険者の方の相談に応じます。ですので、あえて規定せずに、国保と同じような取扱をすればいいと考えています。
- ⇒ ・ 今の件はむしろ保険料の滞納対応処理基準のほうに関係が深いと思いますが、国に要望する際には、このことも前向きに検討していきたい。

○ 一部負担金の減免取扱基準について

《説明》

- ・ 内容は少し厳しくなっているけれども、厚生労働省の通知の中で示された内容を踏襲して要綱を定めた。

(減免の考え方)

- ・ 被保険者が療養の給付を受け、一部負担金の支払いが必要となっている者に対して行われるものであり、確保法第 69 条の「特別の事情がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるもの」
- ・ 「特別の事情がある被保険者」とは、被保険者の属する世帯の世帯主が以下のいずれかに該当した場合
 - ア 震災、風水害、火災その他これらに属する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合
 - イ 干ばつ、冷害、農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しい損害を受けたこと。
 - ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
 - エ 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと（当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）

(減免の適用)

- ・ 次のいずれかに該当し、特別の事情が発生したことにより生活が困難になった場合に一部負担金の減免を適用する。ただし、申請までに納期が到来した保険料を完納していることが必要。
 - ・ 世帯主の市町村民税が減免されていること。
 - ・ 世帯主に市町村民税が賦課されていないこと。
 - ・ 一部負担金の減免等により生活保護法に規定する保護を要しないこととなると認めるとき
- ・ 特別事情ア 災害による減免
- ・ 現在居住している家屋や家財が 40%以上損失した場合、減免の対象

住宅等の損害の程度	減免率
60%以上	100%
40%以上 60%未満	50%

(被害の程度は市町村民税の減免の基礎となった被害の程度を基に判断)

- ・ 特別事情イ～エ 収入源による減免
- ・ 減免の申請後 6 ヶ月間の収入見込額が生活保護基準額（基準生活費）と比べて 120%未満の場合、減免の対象

申請月以後 6 ヶ月間の世帯の実収入月額の 基準生活費に対する割合	減免率
100%未満	100%
100%以上 120%未満	50%

(減免の期間)

- ・ 申請のあった日から 6 ヶ月を限度とし、同一の事由による再度の申請は認めない。
(減免の事由が複数となる場合)
- ・ 減免事由が 2 つ以上に該当する場合は、減免額が最大となる事由を適用する。

(生活保護担当課との連携)

- ・ 基準を生活保護基準額としているので、生活保護担当課とも連携し協議対応していきたい。

《質疑等》

特になし

○ 保険料の滞納対応取扱基準について

《説明》

- ・ 後期高齢者医療制度では、保険料の滞納者について、老人医療では発行されなかった資格証明書が発行される。(法律に規定)
- ・ 保険料の滞納に対しては、状況の把握に努めるとともに、きめ細やかな納付相談(納付交渉)や滞納発生後の速やかな対応や、短期被保険者証の活用により資格証明書の発行をしなくてもいいようにしなければならない。
- ・ 悪質な滞納者については滞納処分や資格証明書の交付も視野に入れ、被保険者が安心して受診できる医療制度の維持のために積極的な対応が求められる。
- ・ 被保険者が保険料の滞納に至ったときは、市町村と広域連合が密接に、滞納状況、納付交渉の状況などを連携し情報を的確に把握・共有することが重要

(短期被保険者証)

- ・ 7月末の時点で、前年度以前の保険料の滞納がある場合が対象
- ・ 分割納付により確実に納付が履行されており、同年9月までに完納となることが見込まれる場合は、例外として短期証の交付を保留し、被保険者証(正規証)を交付することも可能
- ・ 交付時期
 - ・ 平成21年7月の一斉更新時
 - ・ 該当者に対して有効期限3ヶ月の短期証が交付される。
 - ・ それ以後 更新時の未納額が現在交付している短期証の交付時点での未納額と比較して半額以下有効期間6ヶ月
更新時の未納額が現在交付している短期証の交付時点での未納額と比較して半額以上有効期間3ヶ月

(被保険者資格証明書(資格証))

- ・ 交付対象 1年以上保険料を滞納し、それにより短期証を交付されている被保険者のうち下記のいずれかに該当する場合。
 - ① 資格証の交付対象とならない特別な事情がないにもかかわらず、納付相談に応じない。
 - ② 納付相談に応じた場合でも、保険料の負担能力があるにもかかわらず、納付しない又は納付計画を履行しない。
 - ③ 滞納処分を逃れることを目的として、意図的に財産を処分又は隠匿したとき。
- ・ 交付時期 市町村と被保険者の納付交渉状況を踏まえ、広域連合で資格証の交付を決定したとき。
直近の交付時期は、平成21年11月の予定
- ・ 資格証の交付については、機械的に出すということではなく、本当に困っている方に対してどういった対応をとるのかなど、滞納の状況を見極めながら、今後、19市町村が統一して行えるような基準を定めて実施していきたい。

《質疑等》

- ・ 資格証の発行に関する基準について各市町村の状況などを踏まえて、十分な議論をしていただくようお願いしたい。
⇒ 担当課長レベルで調整しながら、基準を運用していきたい。

- ・ 保険料の時効についてはどうでしょうか。
 - ⇒ ・ 保険料の時効は2年間
 - ・ 悪質な滞納については、滞納処分に対応したい。
- ・ 市町村と広域連合とでより緊密に連携をとっていかなければならない。
 - ⇒ ・ 各市町村担当者等の研修をする必要がある。
- ・ 今後大事な点になってくるので、いろんなケースを考えたり、滞納状況を分析する中で、適格な運営をしていく。

○ 健診に係る市町村負担金について（国庫補助金との関係）

《説明》

- ・ 市町村に委託して実施する。現在各市町村と契約をしているところ。
- ・ 市町村負担金は国庫補助と同額を予定しているが、国庫補助対象から生活習慣病の治療中の被保険者は対象からはずれる可能性がある。（国の要綱が未公布）
↓
- ・ 国庫補助が減額される可能性があるが、鳥取県としては被保険者全員を健診の対象とするため、市町村負担金については減額なしでお願いしたい。

《質疑等》

特になし

- ・ 国の状況等は課長会等で説明をしていきたい。

○ 職員派遣について

《説明》

- ・ 平成 20 年度の体制 15 名（6 月から業務課に嘱託職員 2 名配置）
- ・ 派遣の内訳 県 2 名、市 6 名、町村 6 名、町村会 1 名

（今後（平成 21 年度以降）職員派遣の考え方）

- ・ 県からの支援、職員派遣は継続
- ・ 基本的には、すべての市町村から職員派遣を求める。（圏域等で調整）
- ・ 市と町村で半々
- ・ 市部又は中部町については、派遣人数を固定し、それぞれの市町で継続して派遣。
- ・ 上記以外については、圏域ごとで調整し、順次派遣する。
- ・ 派遣年数は基本 3 年間とし、職員が 2 年以内となる場合は、引き続き最低 2 年間は派遣する。
- ・ 定められたルール（順番等）によって職員派遣要請を行い、必要な事項（職員の継続、変更も含めて）について協議し、協定する。

《質疑等》

- ・ 職員を派遣するということが大変厳しい状況。どこもかもしれませんが、知っておいていただきたい。
- ・ 将来的にこの医療制度が残っていくとしたら、派遣ばかりではなく、プロパーを採用したほうが良いと考える。それぞれの市町村に事情がある。
 - ⇒ ・ プロパーについては、当初から検討しているが、いい面もわるい面もある。
 - ・ 中部の町村に大きな負担になっているので、そこを変えていきたい。
 - ・ 職員体制（人数）については、秋ぐらいには状況をみながら相談させていただきたい。
- ・ 県へ派遣を要望していた件（職員の派遣・人件費の負担）については実現できた。

○ その他

(平成 19 年度一般会計歳入歳出決算見込書)

- ・ 歳入歳出差引残額 約 4,000 万円 (電算や保険証印刷の入札残額など)
 - ・ 繰越額については、平成 20 年度の市町村負担金で調整する。
 - ・ 繰越額の中に平成 19 年度医療費適正化事業の国庫補助金の関係で返還金 (約 800 万円) が含まれる
- ⇒ ・ 平成 20 年度の補正予算で対応する予定。
- ・ 7 月には正確な賦課額が確定するので、その際には今回のようなミスがおこらないように市町村とも連携をとりながら、チェック体制もはかりながら進めていきたい。

(世帯分離について)

- ・ 保険料等の関連から世帯分離を勧めている医療機関がある。住基の担当課長に確認したところ申請主義なので歯止めはできないという返事だった。このことについて国などにも要望していくことも必要かとも考えるが、ご意見を伺いたい。
 - ・ 地方と都市では状況も違うので一律で当てはめるといには疑問がある。
- ⇒ ・ 住民登録としてきちんとするか、世帯分離によって負担が軽減されるような制度自体の問題とするかの 2 つのポイントがある。
- ・ 他の制度等と併せて検討する必要がある。
 - ・ 世帯のとらえ方を整理する必要がある。